

工事起工 概要書

町長	副町長	課長	課長補佐	係長	審査	設計者				
執行年度	令和 8 年度									
工事番号 工事名	令和8年度道維第43号 町道除草工事（3工区）その2					第08-72-114-J-013号 起工 設計書				
工事場所 又は履行場所	東茨城郡 城里町 小勝 地内ほか									
施工方法	請負				原契約年月日		年 月 日			
工期又は 履行期間	契約日の翌日 から 令和 8 年 12 月 4 日 まで 日間									
受注者										
費 目	起 工	第1回変更		増 減 (△)		変更請負に付する工事価格 ＝変更積算工事価格×請負比率 請負比率: $\frac{\text{起工(前回変更)時の請負決定額}}{\text{起工(前回変更)時の積算額}}$ (小数第7位切り捨て6位止め) 変更積算工事価格 ー 円 請負比率 ー 変更工事価格 ー 円				
起 工 額										
請負(委託) に付する額										
工事(業務) 価 格										
測量試験費 又は工事雑費										
消費税相当額										
請負(委託) 決 定 額										
工 事 概 要										
内 容		規格1	数量1	単位1	規格2	数量2	単位2	規格3	数量3	単位3
道路除草工事		L =	14533	m	A =	20300	m 2			
変更理由										

土木工事特記仕様書

(総則)

第1条 この特記仕様書は、令和8年度 道維第43号 町道除草工事(3工区)その2に適用する。

(工期)

第2条 本工事の工期は、雨天・休日等を見込み、契約日より令和8年12月4日までとする。ただし、自然災害等により作業不可となった場合には、別途協議により工期変更を検討する。

なお、休日等には、日曜日、祝日、夏期休暇の他、作業期間中の全土曜日を含んでいる。

(週休2日制での施工について)

第3条 本工事は、「週休2日制促進工事」(以下、本条において「週休2日制促進工事」という。)であり、「城里町が発注する週休2日制促進工事の実施要領」(以下、「要領」という。)第5条第1項第2号に規定する受注者希望型を適用する。

2 週休2日制に取り組む場合は、受注者の希望に基づき、要領第3条に定める完全週休2日制又は4週8休制いずれかの形式を受発注者協議より決定する。なお、形式決定後の変更はできないものとする。

3 前項により、要領第2条に規定する週休2日制での施工をすることとなった受注者(以下、本条において「受注者」という。)は、週休2日制での施工に当たり、要領第6条に基づき、あらかじめ実施工程を立て、工事着手までに監督職員と協議すること。なお、完全週休2日制の場合は、年末年始休暇及び夏季休暇を従前通り確保した上で、全ての土曜日及び日曜日を現場閉所日とし、4週8休制の場合は、月単位で28.5%(2/7)の日数を現場閉所日とすること。(2/7未満または2/7を超えた現場閉所日は設定しないこと。)また、実施工程を定めた結果、契約工期内に工事を完成できないことが判明した場合、受注者は、工事請負契約第19条、第22条及び第24条の規定による工期の延長変更を請求することができる。

4 受注者は、週休2日制による施工について、下請企業等の理解を得た上で実施すること。

5 受注者の都合により、要領第3条に基づき設定した現場閉所日に工事等を行おうとする場合、受注者は、事前に監督職員と協議の上、振替現場閉所日を徹底すること。完全週休2日制の場合は、振替現場閉所日は同一週内において設けることを原則とするが、土曜日の振替現場閉所日は翌週内に設けることも可とする。なお、この項では、「週」について、日曜日から始まり土曜日までで終わる一連の7日間の単位として取り扱うこととする。4週8休制の場合は、現場閉所日と同じ月単位の範囲内で設けることを原則とするが、月単位の最終週にあっては、翌月の第一週内に設けることも可とする。

6 受注者は、週休2日制で施工することについて、土木工事保安対策技術指針に基づき設置する標示板(工事中看板)及び工事説明看板において標示すること。ただし、この標示に要する費用については、設計変更の対象外とする。

7 受注者は、適宜、次に掲げる書類等を監督職員に対し提示し、現場閉所の実績について確認を受けること(工事完成通知書の提出までに、全ての確認を受けること)。

(1) 工事現場の労働者の勤務状況が分かる書類(月間・週間工程表、作業日報等)

(2) 下請企業等の労働者については、当該工事における当該下請企業の作業期間及び内容等が分かる書類(作業日報等) (3) 月単位で現場閉所日の割合が把握できる書類(4週8休制

(月単位)のみ、前2号に基づき現場閉所日を集計した資料等)

- 8 現場閉所日確保率に応じ、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費率及び現場管理費率に補正係数を乗じた設計変更を行う。なお、現場閉所日確保率とは、工事着手日から工事完了日までの期間の土曜日及び日曜日のうち、実際に現場閉所ができた日数の割合とするが、詳細については茨城県土木部が発注する週休2日制促進工事の実施要領第5条に示す「別に定める経費補正等基準」である「週休2日制促進工事における経費補正等基準(一般土木工事編)」(以下、「県経費補正等基準(一般土木工事編)」という。)による。

現場閉所日確保率	100%以上
労務費に対する補正係数	1.04
機械経費(賃料)に対する補正係数	1.02
共通仮設費率に対する補正係数	1.03
現場管理費率に対する補正係数	1.05

※市場単価方式による積算に当たっては、現場の閉所状況に応じて「県経費補正等基準(一般土木工事編)」に示す補正係数を乗じる。

- 9 受注者希望型の受注者が、受発注者協議により週休2日制で施工するとしたにも関わらず、週休2日制による施工に取り組む意思が見られない場合、契約条件違反として取り扱う。

(工事数量)

第4条 当該工事における工事数量は、別紙「工事数量総括(内訳)表」のとおりとする。

(工程関係)

第5条 本工事の作業時間帯は、下記に示すとおりとする。なお、関係機関との調整の結果、作業時間帯に変更が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。また、着工前に作業路線ごとの実施工程表を提出すること。

工 種	作 業 時 間 帯	期 間
全工種	作業開始 午前8時30分 作業終了 午後5時00分	契約日の翌日から 令和8年12月4日まで

(刈草、剪定枝の処理)

第6条 本工事において発生する刈草、剪定枝葉、樹木の処理については、下記のとおりとする。

- (1) 本工事において発生する刈草、剪定枝葉、樹木は、大縄林業原木 株式会社に搬入し、再資源化により処理すること。
- (2) 本工事において発生する刈草、剪定枝葉、樹木の処理にあたっては、当該市町村の一般廃棄物の処理に関する条例を厳守し、野外焼却による処理は行わないこと。
- (3) 刈草、剪定枝葉、樹木の収集運搬について、下請業者が収集運搬する場合は、発生場所の市町村、処理施設のある市町村の一般廃棄物の収集運搬業の許可を要すること。また、その場合の下請契約は、産業廃棄物の扱いに準じて行うこと。(刈草、剪定枝葉、樹木については、一般廃棄物であるので、建設業法の下請契約のみでは適法ではない。)
- (4) 刈草の処分量は、計量伝票の写しを完成書類に添付し集計表を作成すること。

(不正軽油の使用防止)

第7条 本工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

- (1)現場で不正軽油を使用しないこと。
- (2)現場で不正軽油を使用させないこと。
- (3)不正軽油を購入しないこと。
- (4)取引関係にある運送事業者等が不正軽油を使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じること。
- (5)下請契約の相手方又は燃料納入業者を選定するにあたっては、不正軽油を使用する者又は不正軽油を販売する者を排除すること。
- (6)現場で県税事務所職員が行う使用燃料の抜き取り調査に協力するとともに、調査の際は現場代理人が立ち会うこと。
- (7)当該工事に関して、法令(地方税法等)に違反していることが判明した場合は、直ちに監督員に報告すること。

(現場管理及び写真管理)

第8条 請負人は、当工事の施工にあたっては、茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書によるもののほか、下記のとおり実施すること。

現場管理

- (1)作業路線の着工する優先順位は、監督員の指示に従うものとし、着工の際に地元住民が先行して除草作業をしていた場合については監督員の指示を受けること。
- (2)車両や人の通過の際の飛石等を防止するため、危険物(空き缶・ビン等)は事前に撤去すると共に、草刈り後においても、ごみの撤去・清掃を行うこと。
- (3)刈り高については5 c m以下を目標とし、道路構造物や路肩の岩盤など作業に危険を伴うと判断される場合は監督員と協議すること。

写真管理

- (1)除草工の写真管理は両側において起点・終点及び1 k m毎とする。ただし、延長が1 k m未満の場合は途中で1箇所撮影することとする。
- (2)危険物(空き缶・ビン等)の撤去状況についても撮影することとする。
- (3)施工後の写真は、再び草が生える前に撮影すること。写真により、除草作業の事実が確認できない場合は、実施したものとみなさない。

(現場作業)

第9条 機械による除草作業は、安全性を確保するため、刈払機取扱作業安全衛生教育を修了した者が行うものとする。

(工事カルテの登録)

第10条 本工事は、工事カルテ登録対象工事であるので、工事カルテの工事实績情報サービス(CORINS)への登録すること。また、登録内容確認書を監督員に提出すること。

(疑義)

第11条 本工事の施工及び設計図書等に疑義が生じた場合には、監督員と協議のうえ、その指示に従うこと。

現場代理人の兼務に関する特記仕様書

- 1 本工事は、現場代理人の兼務対象工事とする。
- 2 兼務の対象となる工事は、仕様書等で現場代理人が兼務することを認める旨の条件を付したものとす。
- 3 城里町発注工事のほか、工事の場所が城里町内であり、許可が得られたものであれば、他の公共団体等発注の工事であっても兼務することができる。
- 4 現場代理人の兼務は、予定価格が4, 0 0 0万円（税込）未満の工事を2件までとする。ただし、同一現場内の工事に限り3件までとする。
- 5 現場代理人が工事を兼務するときは、あらかじめ「様式第1号（5条関係）現場代理人兼務届」により届け出なければならない。この場合において、受注者は、連絡員を指名のうえ届け出るものとする。ただし、同一現場内の工事については、連絡員の届け出を必要としない。
- 6 連絡員は、次の条件を満たすものでなければならない。
 - （1）受注者と直接的な雇用関係のある者（当該工事に係る下請業者と直接的な雇用関係のある者を含む。）であること。
 - （2）建設業許可における営業所ごとの専任技術者又は経営管理責任者でないこと。
 - （3）他の工事の現場代理人、主任技術者及び連絡員でないこと。
- 7 兼務にあたって、現場代理人は、一方の現場に偏ること無く適切に現場を管理しなければならない。
- 8 作業期間中に現場代理人がほかの工事の兼務のために不在となるときは、連絡員を当該現場に滞在させなければならない。
- 9 兼務に係る工事について、安全管理や工程管理等の施工管理体制に不備が生じた場合は、当該現場代理人の兼務は取り消され、常駐できる現場代理人を選定しなくてはならない。その後の当該受注者に係る城里町発注工事においては、新たな現場代理人の兼務を4か月間認めない。

様式第 1 号（第 5 条関係）

		課 長	課長補佐	係 長	係

年 月 日

現場代理人兼務届

城里町長 様

受注者名

現 場 代 理 人	氏名	連絡先
-----------	----	-----

上記工事の現場代理人は、下記工事の現場代理人を兼務します。

なお、兼務する双方の工事の施工にあたっては、関係法令等を遵守し、安全管理、工程管理等万全を期し、万一施工が不適切と判断されたときは、兼務の取消しをされてもいかなる異議を申しません。

1	現在契約している工事	工 事 名			
		工 事 場 所			
		工 期	年 月 日から	年 月 日まで	
		請 負 金 額			
		連 絡 員	氏名	連絡先	

2	□現在契約している工事 □新たに兼務をする工事	工 事 名			
		工 事 場 所			
		工 期	年 月 日から	年 月 日まで	
		請 負 金 額			
		連 絡 員	氏名	連絡先	

3	新たに兼務をする工事	工 事 名			
		工 事 場 所			
		工 期	年 月 日から	年 月 日まで	
		請 負 金 額			
		連 絡 員	氏名	連絡先	

☐ 連絡員は、建設業許可における営業所の専任技術者、経営管理責任者、又は他の工事の現場代理人、主任技術者及び連絡員ではありません。

☐ 同一現場内の工事のため、連絡員の届け出は行いません。

年 月 日

◎ 現場代理人を兼務することを承認します。

会社名

代表者名 様

城里町長 印

※ 添付書類：上記全ての工事に係る位置図、工程表及び連絡員の雇用関係を証明するもの。
□箇所については、該当する項目に☑をすること

工事数量総括（内訳）表

第 08-72-114-J-013 号

実施 起工 設計書

工事区分	工種	種別	数量	単位	金 額	細 別 内 訳	
道路維持				式			
			1				
除草工				式			
			1				
道路除草工				式	道路除草(複合)	20,300.000	m2
			1			除草処分	20,300.000
仮設工				式			
			1				
交通管理工				式	交通誘導警備員	18.000	人日
			1				
直接工事費計				式			
			1				
共通仮設費（率計上）				式			
			1				
共通仮設費計				式			
			1				
純工事費				式			
			1				
現場管理費				式			
			1				
工事原価				式			
			1				
一般管理費等				式			
			1				
契約保証費用				式			
			1				
工事価格				式			
			1				
消費税相当額				式			
			1				
請負工事費				式			
			1				

参 考 資 料 説 明 書

(請負工事)

この「資料」(本工事費内訳書, 代価表, 機労材集計リスト)は入札参加者の適性かつ迅速な見積に資するための資料であり, 契約書第1条にいう設計図書ではない。従って「資料」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく, 請負者は, 施工条件, 地質条件等を十分考慮して, 仮設, 施工方法, 安全対策等, 工事目的物を完成するための一切の手段について請負者の責任において定めるものとする。

なお, この「資料」の有効期間は, この工事の入札日までとする。

本 工 事 費 内 訳 書

第 08-72-114-J-013 号

実施 起工 設計書

工事区分	工種	種別	細別	規格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
道路維持									
除草工									
道路除草工									
道路除草(複合)									
					20,300.000	m2			
機械除草(肩掛式)・集草・積込運搬 飛び石防護の有無(有り),運搬機械選定(ダ ンプトラック(オンロード・ディーゼル・2t積)),ダンプト ラック運搬距離(17.5km以下),費用の内訳(全 ての費用)									施工P 第0001号代価表 20260901
					20,300.000	m2			
除草処分									
					20,300.000	m2			
処分費(t)									
					16.000	t			20260901
仮設工									
交通管理工									
交通誘導警備員									
					18.000	人日			
交通誘導警備員B									
					18.000	人日			20260901
直接工事費計									
共通仮設費(率計上)									
共通仮設費計									
純工事費									
現場管理費									

本 工 事 費 内 訳 書

第 08-72-114-J-013 号

実施 起工 設計書

工事区分	工種	種別	細別	規格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
工事原価									
一般管理費等									
契約保証費用									
工事価格									
消費税相当額									
請負工事費									

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

第 0001 号 代価表 機械除草(肩掛式)・集草・積込運搬

施工P(機1.66%, 労97.77%, 材0.57%, 市0.00%)

第08-72-114-J-013号

1.000 m2 当り

名称	構成比	単位	東京単価	地区単価	摘要
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル] 通称 2 t 積級	1.370	%			K1
草刈機 [肩掛式] カット径 φ 255mm	0.290	%			K2
普通作業員	49.490	%			R1
特殊作業員	33.100	%			R2
土木一般世話役	7.970	%			R3
運転手 (一般)	4.500	%			R4
軽油	0.570	%			Z1
			(標準単価 積算単価		)

条件名称	入力値	入力名称
J 0 1 飛び石防護の有無	1	有り
J 0 2 運搬機械選定	1	ダンプトラック (オンロード・ディーゼル・2t積)
J 0 3 ダンプトラック運搬距離	4	17.5km以下
J 0 5 費用の内訳	1	全ての費用

機 労 材 集 計 リ ス ト (材 料) [積上分]

第 08-72-114-J-013 号

実施 起工 設計書

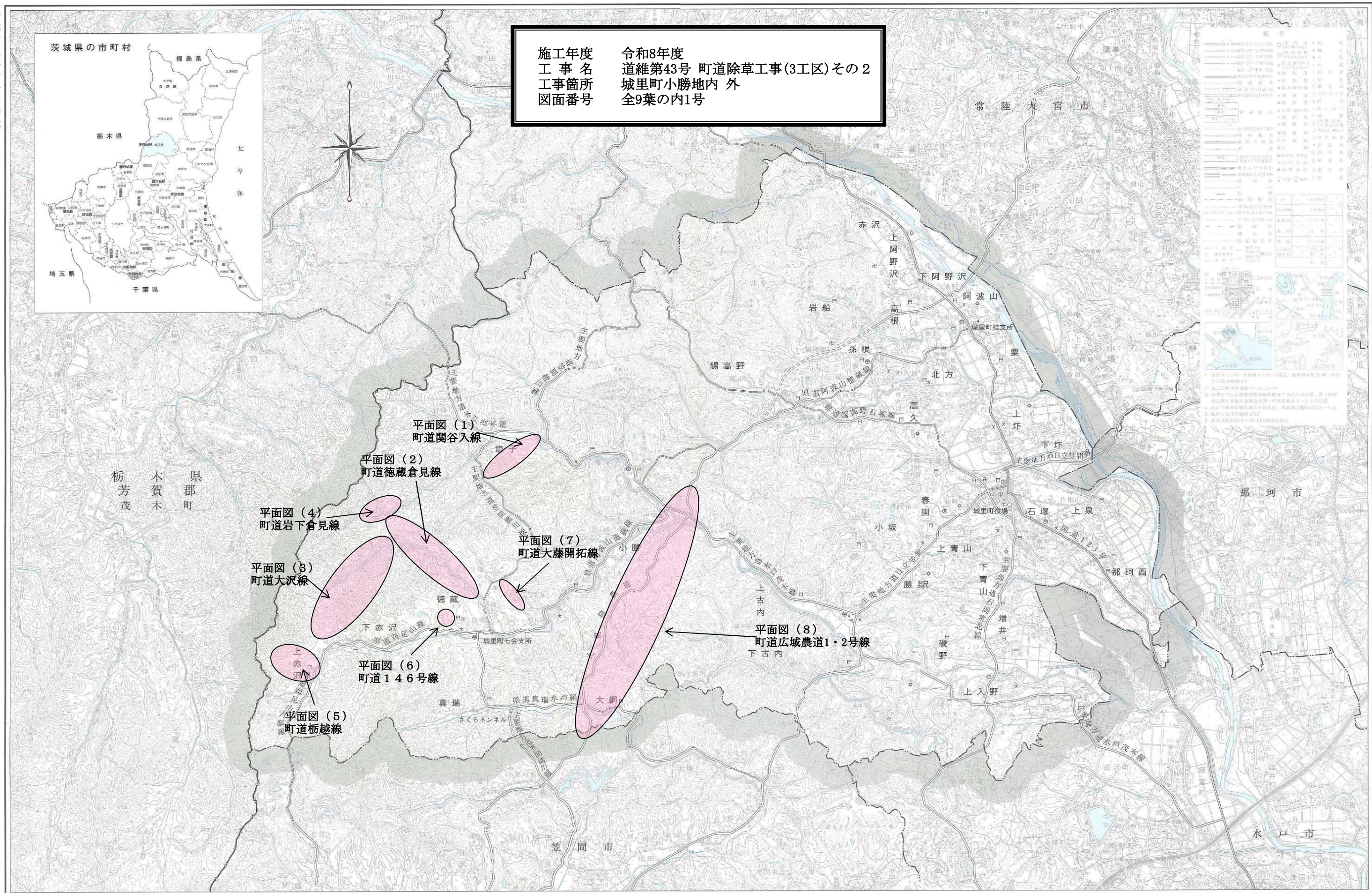
単価コード	名 称 / 規 格	数 量	単 位	金 額	摘 要
Y007600001	処分費	16.000	t		20260901

処分費集計リスト[積上分]

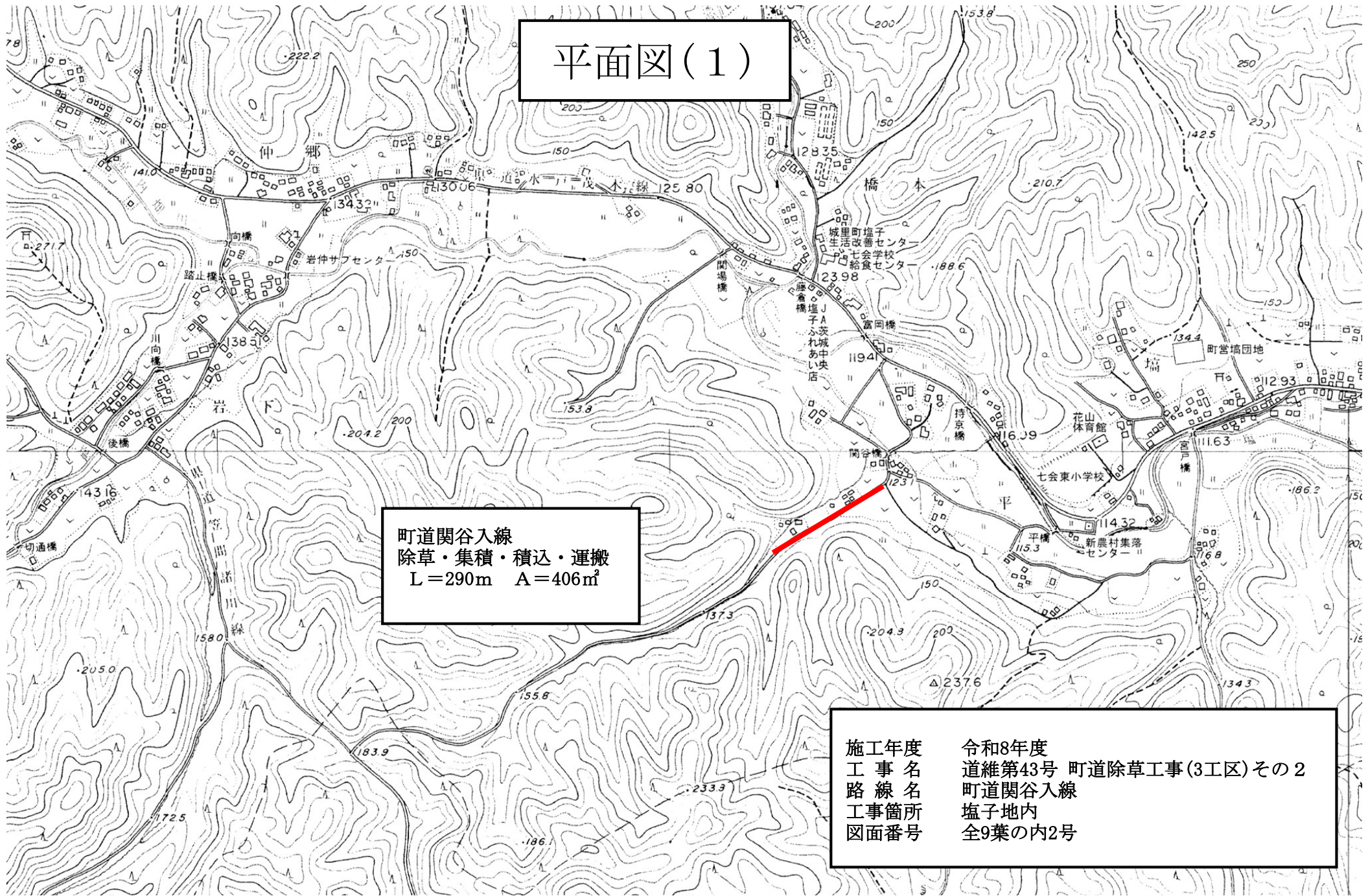
第 08-72-114-J-013 号

実施 起工 設計書

単価コード	名 称 / 規 格	数量	単 位	金額	摘要
Y007600001	処分費	16.000	t		20260901



平面図(1)



町道関谷入線
除草・集積・積込・運搬
L=290m A=406㎡

施工年度	令和8年度
工事名	道維第43号 町道除草工事(3工区)その2
路線名	町道関谷入線
工事箇所	塩子地内
図面番号	全9葉の内2号

平面図(2)

町道徳蔵倉見線
除草・集積・積込・運搬

L=2,393m A=3,350m²

施工年度
工事名
路線名
工事箇所
図面番号

令和8年度
道維第43号 町道除草工事(3工区)その2
町道徳蔵倉見線
徳蔵地内
全9葉の内3号

平面図(3)

町道大沢線
除草・集積・積込・運搬

L=3,560m A=4,984m²

施工年度	令和8年度
工事名	道維第43号 町道除草工事(3工区)その2
路線名	町道大沢線
工事箇所	徳蔵・下赤沢地内
図面番号	全9葉の内4号

平面図(4)

町道岩下倉見線
除草・集積・積込・運搬

L=490m A=686m²

施工年度
工事名
路線名
工事箇所
図面番号

令和8年度
道維第43号 町道除草工事(3工区)その2
町道岩下倉見線
塩子地内
全9葉の内5号

平面図(5)

町道栃越線
除草・集積・積込・運搬
L=510m A=714m²

大字上赤沢

大字上赤沢

県道鶴足山片庭線

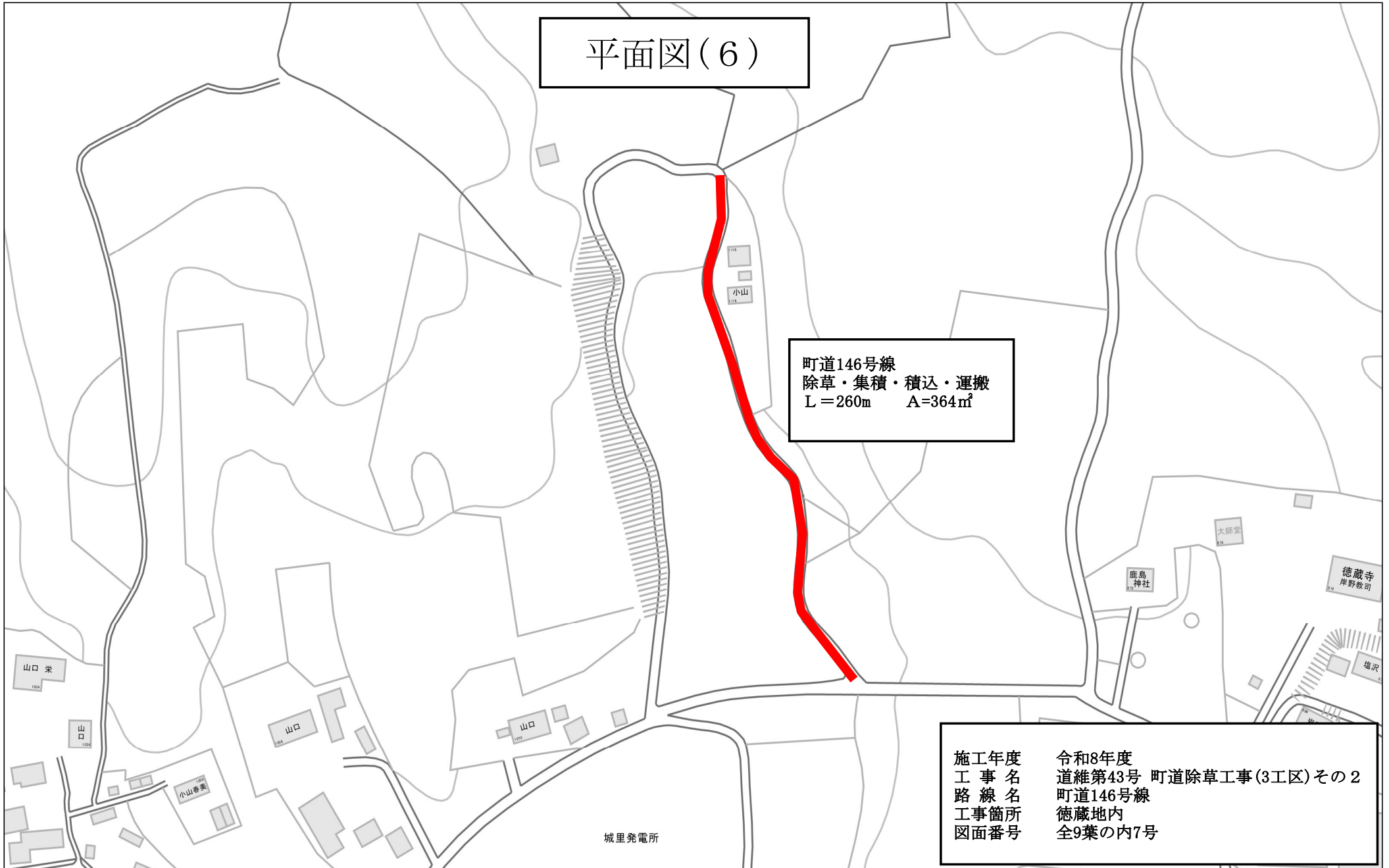
施工年度	令和8年度
工事名	道維第43号 町道除草工事(3工区)その2
路線名	町道栃越線
工事箇所	上赤沢地内
図面番号	全9葉の内6号

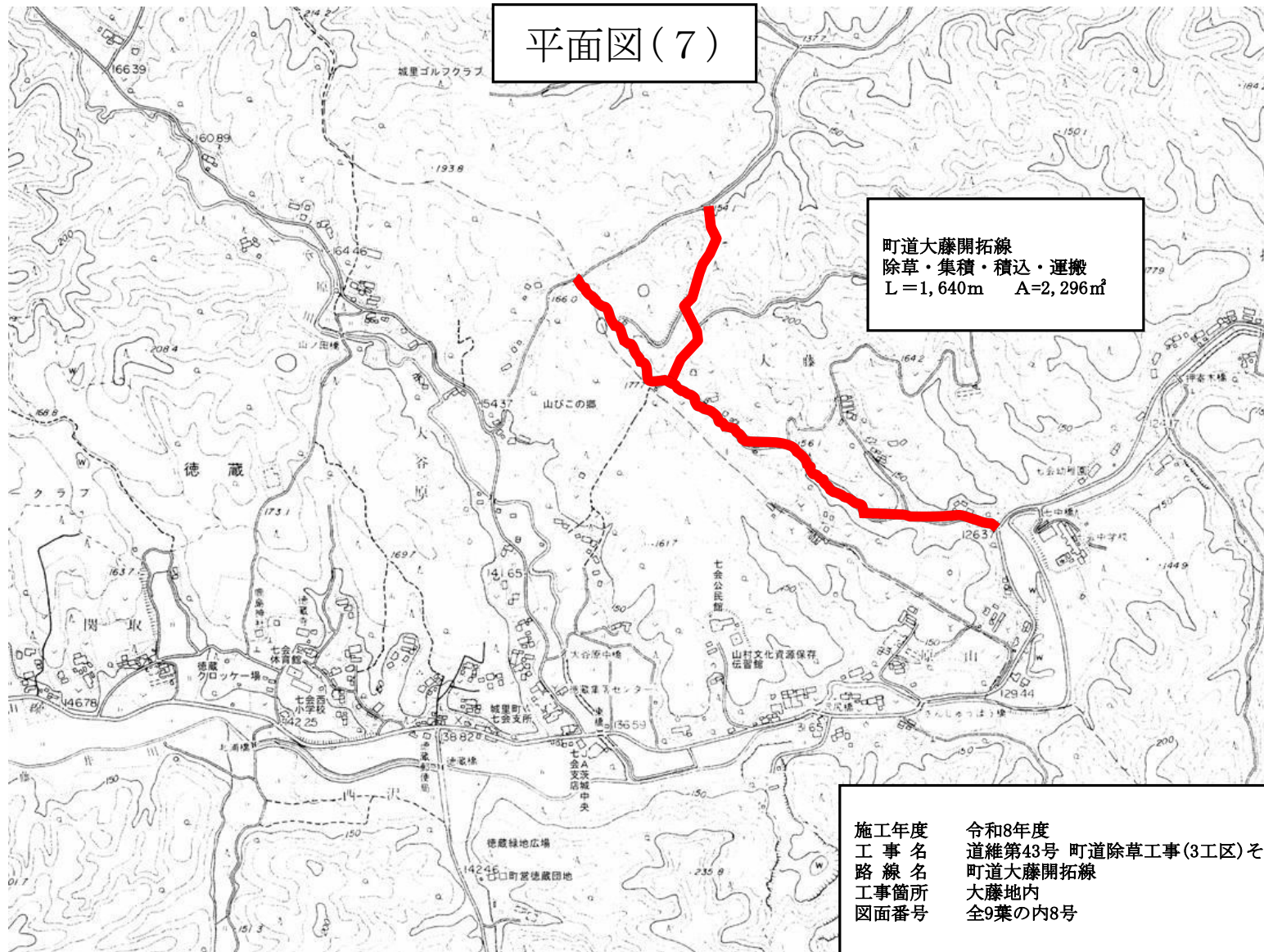
平面図(6)

町道146号線
除草・集積・積込・運搬
L=260m A=364m²

施工年度	令和8年度
工事名	道維第43号 町道除草工事(3工区)その2
路線名	町道146号線
工事箇所	徳蔵地内
図面番号	全9葉の内7号

城里発電所





平面図(7)

町道大藤開拓線
除草・集積・積込・運搬
L=1,640m A=2,296㎡

施工年度	令和8年度
工事名	道維第43号 町道除草工事(3工区)その2
路線名	町道大藤開拓線
工事箇所	大藤地内
図面番号	全9葉の内8号

平面図(8)

広域農道1・2号線
除草・集積・積込・運搬
L=5,390m A=7,546m²

施工年度	令和8年度
工事名	道維第43号 町道除草工事(3工区)その2
路線名	広域農道1号線・2号線
工事箇所	小勝・大網地内
図面番号	全9葉の内9号